

生産緑地法施行令の一部を改正する政令案についての
意見募集の結果について

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	<p>1 従前の経緯 生産緑地指定から30年を経過すると地方自治体に対して買取を申し出ることができ、買取がされない場合は制限が解除されるはずのところ、2022年には多くの生産緑地がこれに該当する状態となったと承知しています。その中で、制限の解除を10年延期することができ、これは10年毎に更新することができるようにする制度の創設とともに、直売所等は許可なしで建てることのできる改正がなされたと承知しています。</p> <p>2 許可制は不要 生産緑地に、その規模や用途が適切でない施設が建設され報道等で問題となったことは、制度創設後今まで特に承知しておりません。また、規制の事前評価書を拝見した限りでも、そうした事例があった、あるいはそうした事態に陥るおそれが具体的に発生した事例というのはなかったものと思われます。</p> <p>また、規制の事前評価書において、政令市等の複数自治体に聞き取りをしたところ、規制対象施設は数件にすぎず、許可不要の施設であっても届出を受けている市でも、規制対象施設は僅少であるとの記載があります。そのため、許可不要の施設の建設によって問題が生じるおそれは非常に低いものと思われます。</p> <p>その中で、規模や用途が適切でない施設に限って事後的に是正等を求めることができる等のより謙抑的な規制で足りるかを比較検討することなく、すべての施設に</p>	<p>都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号。以下「H29改正」という。）において、これまで生産緑地地区内での設置が一切禁止されていた直売所等についても市町村長の許可を受けて設置等ができることとされました。</p> <p>このうち、生産緑地法施行令第6条において、一部の施設については市町村長の許可を受けることなく設置等ができることとされております。</p> <p>今般、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）が施行され、都市における緑地の質・量の両面からの確保をより一層推進していくこととしているところ、生産緑地法施行令第6条を改正し、生産緑地における生産行為と直接結びつかない直売所等については市町村長の許可にかからしめることとしておりますが、H29改正で認められた市町村長の許可を受けて行う施設の設置等は引き続き可能です。</p> <p>また、買取申出制度の周知につきましても、地方公共団体と連携して進めてまいります。</p>

一律に事前の許可を必要とする強度の規制をかけることは、正当性、相当性を欠くものと思われま

す。にもかかわらず許可制とすることは、不要な規制を創設し、生産緑地の活用に無用の制限を加えるものと言わざるを得ません。規制緩和に逆行する改正を行うべきではありません。

3 拙速であること

生産緑地に対する制限を30年間から10年延ばすことができ、また10年毎に更新することができるようにする制度の創設とともに、直売所等は許可なしで建てることができるようにした改正から10年も経たないうちに、直売所等の建設までも許可制とすることは拙速です。少なくとも、多くの生産緑地が指定から30年を迎え、買取申出を行うことができるようになった2022年から10年間は、許可なしでの建設を継続して認めるべきです。

4 買取制度の周知

生産緑地の所有者や営農者の多くは、生産緑地指定から30年を経過すると地方自治体に対して買取を申し出ることができることを知らないと思われま

す。直売所等の建設の許可を求めるよりも、買取または制限の解除を申し出る方が、簡便に直売所等の建設の目的を達することができる場合も考えられます。

そこで、生産緑地の所有者や営農者に対して、生産緑地指定から30年を経過すると地方自治体に対して買取を申し出ることができることを積極的に周知すべきです。指定から30年を経過した生産緑地の所有者や営農者に対して買取申出制度を周知することを改正に盛り込み、地方自治体に周知するように働きかけるべきです。